

参加費
無料

主催 日本政策金融公庫 前橋支店

事業承継 税制説明会

平成30年度税制改正では、事業承継税制（非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度）について、これまでの措置に加え、今年から10年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限の撤廃や、納税猶予割合の引上げ等の特例措置が創設されました。本説明会では、本特例措置のポイント等をご説明します。



第1部 事業承継税制の説明（14:30～15:30）

前橋税務署 審理専門官（資産担当） 伊藤 信一 氏

第2部 施策紹介（15:40～16:40）

①税理士会の事業承継支援の施策・取組み

関東信越税理士会群馬県支部連合会 業務対策部部长 島田 智 氏

②事業引継ぎ支援センターの施策・取組み

群馬県事業引継ぎ支援センター 統括責任者 森 和博 氏

参考説明 消費税改正時の軽減税率導入について（16:40～16:55）

関東信越国税局 課税第二部 消費税課 軽減税率制度係 国税実査官

松井 宏行 氏

開催日時 平成30年11月13日（火） 14:30～16:55（受付 14:00～）

会場 前橋商工会議所 2階 サクラ（前橋市日吉町1-8-1）

申込方法 裏面の「参加申込書」に必要事項をご記入の上、
FAXまたは郵送にてお申込み下さい。

定員 200名（定員を超える場合は、お申込みを締め切らせて頂くことがあります。）

対象者 事業承継を考えている経営者の方、後継者候補の方、支援機関など

本説明会に関する
お問い合わせ先

日本政策金融公庫 前橋支店 農林水産事業
電話番号：027-243-6061 担当：山口

事業承継税制説明会 参加申込書

開催日時 平成30年11月13日(火) 14:30~16:55 (受付 14:00~)

会場 前橋商工会議所 2階 サクラ (前橋市日吉町1-8-1)



申込先 F A X : 027 - 243 - 6065 (番号をお間違いのないようご注意ください。)

郵 送 : 〒371 - 0023 群馬県前橋市本町1-6-19 5階
日本政策金融公庫 前橋支店 農林水産事業 行

申込締切日 平成30年11月6日(火) (到着分)

申込記入欄

貴社名・貴団体名		(ふりがな)	
ご連絡先	住所	〒	
	電話番号		F A X
	メールアドレス		
ご参加者 所属・役職 お名前			

(注)ご記入いただきました情報は、本説明会の実施・運営を目的としてのみ利用いたします。